

1. 生活の心得

(ア) 生徒の皆さんへ

高校は、自ら教育を受けに来るところです。生活心得を守ってしっかりと学習に取り組んで下さい。

- ① 自律心を養う
- ② 人に迷惑をかけない
- ③ 知っていること、できることを多くする

(イ) 保護者の方へ

保護者様の御理解と御協力があることでお子様の学習生活が成り立ちます。お子様の将来のために、重ねての御理解と御協力をお願いいたします。

2. 本校の取組み

(ア) 学校及び社会における基本的な生活習慣の成長的向上を期待した指導をします。

- 頭髪に関しては自分の生来の地毛とし、脱色や明るい着色、刈上げ箇所や眉毛にラインを入れる等は登校前に直して来る意識を持たせる指導をいたします。
- 成年年齢相応の社会的モラルとマナーを身に付け、卒業後の進路実現をめざします。

(イ) 授業規律を確保するため、情報端末等による授業の妨げとなる行為は指導をします。

- 授業への集中度合いを高める体制を整え、学力向上を目指します。

(ウ) いじめや体罰等に関する調査を含めた学校生活調査を学期ごとに実施し、把握できるようにします。

- 調査内容から疑い、及び確認された場合には該当者への聴き取りや保護・指導を実施します。

(エ) 交通事故防止・安全運転に向けての指導をします。

- 校内原付・自動車の騒音車制限、改造・整備不良車両の制限、乗り換え運転の禁止など乗車マナーの遵守指導をします。

3. 学校生活の注意点

(ア) 登校について

- 欠席の場合は事前に連絡。(14:00-17:00 ごろまでに)
- ST(17:25)に間に合うように登校。(17:00-17:25 の間に登校しましょう。)
- 遅刻した場合は、職員室前で届けを記入。

(イ) 登校後の学校生活

- 貴重品は常に携帯
- 校内でのイヤホンを使用しない音楽鑑賞は禁止
- 帰りのSTまでが授業。授業途中で校外へ出ない
- 早退する場合は、職員室前で届けを記入・提出(無断早退は指導につながります。)

(ウ) 授業

- 原則、情報端末(スマートフォン等)の使用禁止。
- 飲食禁止。(机上にも飲食物をおかない。)
- 体育・実習にあった服や靴を使い分け、座学は帽子をとって授業を受ける。

(エ)給食

- 食材:給食室から食事を持ち出さない。
- 給食室の外から食材を持ち込まない。
- 原則、情報端末(スマートフォン等)を使用しない。
- 帽子を脱いで食事する。

(オ)一般的な注意

- 校内は関係者以外の立ち入り禁止。
- 不要物、危険器具(刃物、飛び道具、破裂器具、発火引火器具)は持ち込まない。
- ロッカーや机まわりの整理整頓
- 服装について
 - 作業服、ジャージ、私服等は可。
 - 実習や体育は指定の服に着替える。
 - 土足で校舎内に入らない。(上履きに履き替える。教室・給食室・校内移動はスリッパ。体育は指定の体育館シューズ。実習は安全靴。)
- 飲酒・喫煙(器具所持・同席)の禁止。(電子タバコ・ノンアルコールも含む。)
- 頭髪については基本的に地毛。脱色や明るい着色、刈上げや眉毛にラインを入れる等は禁止。

4. 交通安全と交通非行について

(ア)交通安全について

- 原付、自動車は校門で一旦停止し、校内徐行。
- 登下校中のスピーカー、イヤホン等による音楽鑑賞の禁止。
- 自転車・原付・自動車は鍵をかけ、盗難等を防止。
- 本校では、以下のことを禁止しております。

無断免許取得 無免許運転 自動二輪免許の取得 乗換運転

(イ)免許取得の基準

- 原付自転車・普通自動車に関して
 - 1年生は特別な事情がない限り、原則として原付の免許取得・通学の禁止
 - 免許取得許可願いの提出
 - 受験日に学校を欠席しない
 - 免許取得後は報告をする

(ウ)通学許可の基準

- 原付自転車に関して
 - 通学許可願いの提出
 - 免許証の提示
 - 車両検査
 - ヘルメット検査
 - 自賠責保険と任意保険の確認
 - 改造車両の禁止
 - スクータータイプの原付自転車のみ許可
- 普通自動車に関して
 - 通学許可願いの提出
 - 免許証の提示
 - 車検証の提示
 - 任意保険の確認(対人、対物等に加入)
 - 改造車両の禁止
 - 登下校時の相乗りの禁止